



日本における職務基準賃金への 接近と配転命令権の法的根拠

周知の通り、日本においては業務上の必要性があり、「労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく越える不利益」など特段の事情がある場合を除き、経営側による配転命令権の掌握が認められてきた。このことを念頭におきながら、今日の賃金形態の変化において、経営側に配転命令権を認めた法的根拠が成立しているのか否かをあらためて検討を行い、人材育成のあり方における今日的課題について講演を行う。

山縣 宏寿 氏

諏訪東京理科大学経営情報学部 講師

13:00～14:30 (講演)

日本における 職務基準賃金への接近と 配転命令権の法的根拠



ご略歴

1978年生まれ。
2003年3月中央大学商学部卒業後、明治大学経営学研究科
博士前期課程・同後期課程を修了。経営学博士。労使関係、協同組合。著作は30篇を超える。

学会活動

日本経営学会経営学会誌編集幹事、労務理論学会幹事・第27回大会委員長、社会政策学会幹事、
経営学会国際連合事務局メンバー等を歴任。

社会活動

諏訪広域連合行政不服審査会委員、茅野市情報公開・個人情報保護審査会委員(職務代行者)等を務める。

開催
日時
会場

2016年

11月15日(火)

入場無料

駐車場あり

13:00～14:30 (開場12:30)

四国大学応神キャンパス
共通講義棟2階R201教室

お問い合わせ

四国大学附属経営情報研究所

〒771-1192 徳島市応神町古川 四国大学学部運営支援課 竹重

TEL : (088)665-9909 E-mail : rimis@shikoku-u.ac.jp

